

第 15 章 施設機械工事等施工管理基準

1. 出来形管理基準（寸法管理）

農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（18 農振第 1895 号 平成 19 年 3 月 28 日）の規定によるものとする。

2. 出来形管理基準（写真による管理）

農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（18 農振第 1895 号 平成 19 年 3 月 28 日）の規定によるものとする。

3. 品質管理基準

農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（18 農振第 1895 号 平成 19 年 3 月 28 日）の規定によるものとする。